

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMS による画像データ及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 5 年 7 月 28 日から令和 5 年 12 月 28 日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、唐津市全域、多久市全域、伊万里市全域、小城市全域及び有田町全域